

住宅展示場の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日

広島県住宅課

(対象施設)

住宅展示場（戸建て、マンション）

【基本的事項】 レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1) 顧客の感染予防

- ◇ 受付時及び展示場内での利用者同士の間隔の確保
 - ◇ モデル住宅への入場者数の制限
 - ◇ 住宅の特性を踏まえつつ十分な換気対策を行う。（可能な限り全ての窓やドアを開放する。2方向の窓を1回、数分間程度、毎時2回全開にする等）
 - ◇ 入場時、退場時の手指消毒や利用者のマスク着用の徹底
 - ◇ 入口等に消毒薬を配置して手指消毒できるようにする。あるいは、石鹸等で手洗いできるようにする。
 - ◇ ドアノブ、手すり等の手の触れる部位のこまめな消毒の実施
- なお、万が一の感染発生時の疫学的調査のため、施設利用者の氏名・連絡先等を受付時に把握するよう努めること。

2) 従業員の感染予防

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤前に健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹸で手を洗う。
- ◇ 外出帰着時はうがいを行う。

3) 広報

- ◇ ホームページ等を活用し、自社が行っている新型コロナウイルス感染防止対策や入場時の留意事項等を発信する。

4) 対策責任者

- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本計画を遂行する。

レベル2以上の段階で行う感染防止策

- ◇ イベント実施の自粛（次の感染防止策を講じた比較的少人数（最大でも50人程度）のイベントを除く。）
（イベントにおける感染防止対策）
 - ・ 3密の発生が原則想定されないこと。
 - ・ 大声での発声や近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
 - ・ 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等、適切な感染防止対策が講じられること。